

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）の施行に関し、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録喀痰吸引等事業者登録の申請)

第二条 法第四十八条の三第二項（法附則第二十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の様式は、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（様式第一号）とする。

(登録喀痰吸引等事業者の変更等の届出)

第三条 法第四十八条の六第一項（法附則第二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出は、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（様式第二号）により行うものとする。

2 法第四十八条の六第二項（法附則第二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書（様式第三号）により行うものとする。

(登録喀痰吸引等事業者の登録等の公示)

第四条 法第四十八条の八の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 登録喀痰吸引等事業者の登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称
- 三 登録に係る事業所の名称及び所在地
- 四 実施する喀痰吸引等の内容
- 五 登録をした場合にあつては、登録の年月日
- 六 変更の届出があつた場合にあつては、変更の年月日
- 七 辞退の届出があつた場合にあつては、辞退の年月日

八 登録を取り消した場合にあっては、取消しの年月日

九 喀痰吸引等業務の停止を命じた場合にあっては、業務の停止の期間

(認定特定行為業務従事者認定証の交付の申請)

第五条 省令附則第五条に規定する申請書の様式は、第一号研修(省令附則第十三条第一号イの第一号研修をいう。以下同じ。)又は第二号研修(同条第一号ロの第二号研修をいう。以下同じ。)の課程を修了した者にあつては認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(第一号、第二号研修修了者)(様式第四号)とし、第三号研修(同条第一号ハの第三号研修をいう。以下同じ。)の課程を修了した者にあつては認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(第三号研修修了者)(様式第五号)とする。

2 法附則第十一条第一項に規定する認定特定行為業務従事者認定証の様式は、第一号研修又は第二号研修の課程を修了したと知事が認定した者にあつては認定特定行為業務従事者認定証(第一号、第二号研修修了者)(様式第六号)とし、第三号研修の課程を修了したと知事が認定した者にあつては認定特定行為業務従事者認定証(第三号研修修了者)(様式第七号)とする。

(認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出)

第六条 省令附則第七条の規定による変更の届出は、認定特定行為業務従事者認定証変更届出書(様式第八号)により行うものとする。

(認定特定行為業務従事者認定証の再交付の申請)

第七条 省令附則第八条第一項に規定する再交付申請書の様式は、認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書(様式第九号)とする。

(認定特定行為業務従事者の死亡等の届出)

第八条 省令附則第八条の二第一項の規定による死亡等の届出は、認定特定行為業務従事者死亡等届出書(様式第十号)により行うものとする。

(登録研修機関の登録の申請)

第九条 省令附則第十条第一項に規定する申請書の様式は、登録研修機関登録申請書(様式第十一号)とする。

(登録研修機関の登録の更新)

第十条 法附則第十六条第一項の規定による登録の更新は、登録研修機関登録更新申請書（様式第十二号）により行うものとする。

（登録研修機関の変更の届出）

第十一条 法附則第十八条の規定による変更の届出は、登録研修機関変更登録届出書（様式第十三号）により行うものとする。

（登録研修機関の業務の休廃止の届出）

第十二条 省令附則第十五条に規定する届出書の様式は、登録研修機関休廃止届出書（様式第十四号）とする。

（登録研修機関の登録等の公示）

第十三条 第四条の規定は、法附則第二十四条の規定による公示について準用する。この場合において、第四条第一号中「喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録研修機関」と、同条第四号中「喀痰吸引等の内容」とあるのは「喀痰吸引等研修の課程」と、同条第七号中「辞退」とあるのは「喀痰吸引等研修の業務の休廃止」と、同条第九号中「喀痰吸引等業務」とあるのは「喀痰吸引等研修の業務」と読み替えるものとする。

（登録特定行為事業者の登録等の公示）

第十四条 第四条の規定は、法附則第二十七条第二項において準用する法第四十八条の八の規定による公示について準用する。この場合において、第四条第一号中「登録喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と、同条第四号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、同条第九号中「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と読み替えるものとする。

（研修修了者と同年以上の知識等を有する者の認定特定行為業務従事者認定証の交付の申請等）

第十五条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百二十六号）附則第四条第一項に規定する申請書の様式は、認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書（様式第十五号）とする。

2 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四条第二項に規定する認定特定行為業務従事者認定証の様式は、第五条第二項の規定にかかわ

らず、認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）（様式第十六号）又は認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）（様式第十七号）とする。
（委任）

第十六条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の規定による様式第十号については、当分の間、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の規定による様式第十号とみなす。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行細則による諸様式（様式第六号及び様式第七号を除く。）で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の規定によるものとみなす。